

「結婚・子育て資金贈与専用預金」婚姻予定届出書

年 月 日

受贈者	ふりがな			
	氏名	㊟		
	住所または居所			
	生年月日	(西暦)	年 月 日	
	取引店		口座番号	

私(受贈者)は、租税特別措置法施行令第40条の4の4第14項に規定する領収書等が同条第6項各号に掲げる費用に係るものであることを証する書類として、租税特別措置法施行規則第23条の5の4第6項第1号に定める書類(以下、「当該書類」という。)について、当該領収書等を提出する日においてまだ婚姻の届出をしていないため当該書類を提出できないことから、租税特別措置法施行令第40条の4第15項に基づき、下記事項を届け出します。

なお、私(受贈者)は、当該書類を当該領収書等に記載された支払年月日から1年を経過する日までに、北洋銀行本支店に提出することを約束します。

受贈者の配偶者 となる予定の者	ふりがな			
	氏名	㊟		
	住所または居所			
	生年月日	(西暦)	年 月 日	
婚姻の予定年月日		(西暦)	年 月 日	

【留意事項】

- 「当該書類」とは、戸籍謄本等(婚姻の事実・入籍日のわかる書類)をいいます。
- 同一内容の届出書は一度提出していれば2回目以降は提出する必要はありません。
- 領収書等記載の支払年月日から1年を経過する日までに当該書類の提出がなかったときは、遡って非課税の対象外となります。

【銀行使用欄】

- ・受贈者が結婚関係費用の領収書等を提出する日においてまだ婚姻の届出をしておらず、戸籍謄本等の婚姻証明書類を提出できないときは、領収書等と併せてこの届出書を申受けする。
- ・領収書等に記載された支払年月日から1年を経過する日までに戸籍謄本等の婚姻証明書類の提出が必要であることを、受贈者に説明する。

受付店

検印	担当印